

当社市場における上場制度の諸整備に伴う関連諸規則の一部改正新・旧規定対照表（1）

目 次

(ページ)

1 有価証券上場規程	1
2 JASDAQにおける有価証券上場規程	4
3 有価証券上場規程別表	5
4 上場株券の市場第一部銘柄指定基準	7
5 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準	8
6 J-NEET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例	9
7 ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例	11
8 本所が発行する有価証券に関する有価証券上場規程、業務規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例	12
9 業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則	13

有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(新規上場申請手続)	(新規上場申請手続)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 <u>前各項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場する株券の発行者である場合には、当該新規上場申請者が提出すべき書類の一部を省略することができる。</u>	(新設)
11～13 (略)	10～12 (略)
(予備申請)	(予備申請)
第7条の2 (略)	第7条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第3条 <u>第11項</u> の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。	3 第3条 <u>第10項</u> の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
4 (略)	4 (略)
(上場市場の変更)	(上場市場の変更)
第12条の3の2 (略)	第12条の3の2 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第3条第2項 (第1号、第4号から第7号まで及び第10号に限る。), 第7項及び <u>第13項</u> の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場後」とあるのは「上場市場の変更後」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と、それぞれ読み替えるものとする。	4 第3条第2項 (第1号、第4号から第7号まで及び第10号に限る。), 第7項及び <u>第12項</u> の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場後」とあるのは「上場市場の変更後」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と、それぞれ読み替えるものとする。
5 第3条 <u>第11項</u> の規定は、上場市場の変更審査について準用する。	5 第3条 <u>第10項</u> の規定は、上場市場の変更審査について準用する。
6・7 (略)	6・7 (略)
(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等)	(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等)

第13条 (略)

2～6 (略)

7 第1項から第3項まで及び前項の規定にかかわらず、本所が適当と認める場合には、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」により、上場株券又は上場申請に係る株券を市場第一部銘柄に指定できるものとする。

平成13年10月1日改正付則

第3条 削除

第13条 (略)

2～6 (略)

(新設)

平成13年10月1日改正付則

(上場手数料に係る経過措置)

第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1(上場手数料)1の規定にかかわらず、この規程施行の日以後に、新規上場申請者(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(以下「ヘラクレス」という。)の上場株券の発行者である場合を除く。以下同じ。)の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

〔定額〕 500万円

〔定率〕

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)について

1単位につき 30円(1,500万円を上限とする。)

「投資単位調整後上場株式数」 = 「上場株式数」 ×  $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に

(年賦課金に係る経過措置)

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1(年賦課金)1の規定にかかわらず、この規程施行の日以後の納入期に係る内国株券(当該株券の発行者がJ A S D A Qの上場株券の発行者である場合を除く。以下同じ。)の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) (略)

(3) この規程施行の日以後に上場申請され本所に株券が新規上場された上場会社

第1号の規定(ただし、「この規程施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)」と読み替える。)により算出した金額とする。

$$\text{「投資単位調整後上場株式数」} = \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

## 付 則

この規程は、平成23年1月31日から施行する。

売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

(年賦課金に係る経過措置)

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1(年賦課金)1の規定にかかわらず、この規程施行の日以後の納入期に係る内国株券(当該株券の発行者がヘラクレスの上場株券の発行者である場合を除く。以下同じ。)の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) (略)

(3) この規程施行の日以後に上場申請され本所に株券が新規上場された上場会社

第1号の規定(ただし、「この規程施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「投資単位調整後上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

JASDAQにおける有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場手数料及び年賦課金等)	(上場手数料及び年賦課金等)
第55条 (略)	第55条 (略)
2 前項に規定する上場手数料等のほか、本所は、 次の各号に掲げる区分に従い、 <u>当該各号に定める上</u> 場管理料を請求することができるものとする。	2 前項に規定する上場手数料等のほか、本所は、 次の各号に掲げる区分に従い、 <u>当該各号に定める上</u> 場管理料を請求することができるものとする。
(1) 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理銘 柄に関する規則第7条第1号の2a <u>((j)の2を</u> <u>除く。)</u> に規定する監理銘柄（審査中）に指定 された場合	(1) 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理銘 柄に関する規則第7条第1号aに規定する監理 銘柄（審査中）に指定された場合
100万円	100万円
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 (略)	3 (略)
付 則	
この規程は、平成23年1月31日から施行する。	

## 有価証券上場規程別表の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新			旧		
第1 株券 (上場手数料)			第1 株券 (上場手数料)		
区分	納入期	徴収標準(定額・定率)	区分	納入期	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者による上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>[定額] <u>100万円</u></p> <p>[定率] <u>上場株式数にかかるわらず、次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、当該合計金額が1,900万円を超えるときは、1,900万円とする。</u></p> <p>(1) <u>上場申請に係る公募の1株当たりの発行価額に当該公募株式数(新規上場申請者が外国会社である場合は、上場申請に係る株式数のうち本邦内における公募に伴い上場する株式数をいう。)を乗じて得た金額の万分の4</u></p> <p>(2) <u>1株当たりの売出価額に売出を行う株式数を乗じて得た金額の万分の1</u></p>	新規上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>[定額] <u>500万円</u></p> <p>[定率] <u>上場株式数(新規上場申請者が外国会社である場合において、当該外国会社の発行する株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、上場株式数のうち、本邦内に住所又は居所を有する法人及び個人の所有に係る株式数をいう。)について</u></p> <p><u>1単位(1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。ただし、当該株券が外国株券である場合は、1単位は、外国会社の売買単位に関する規則に基づく1売買単位をいう。以下同じ。)につき30円</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 付 則

この別表は、平成23年1月31日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(指定の特例)	(指定の特例)
<u>第2条 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）において市場第一部銘柄に指定されている株券のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</u>	(新設)
<u>2 (略)</u>	<u>第2条 (略)</u>
<u>3・4 (略)</u>	<u>2・3 (略)</u>
(指定基準)	(指定基準)
第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、 <u>次の第1号から第5号まで及び第8号並びに本所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</u>	第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに本所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 売買高	(3) 売買高
本所、東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている場合、次のとおりとする。	本所、 <u>株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）</u> に上場されている場合、次のとおりとする。
a～c (略)	a～c (略)
(4)～(8) (略)	(4)～(8) (略)
付 則	
1 この基準は、平成23年1月31日から施行する。	
2 この基準施行の日の前日において、市場第二部に指定されている上場会社の発行する株券が、東京証券取引所又は名古屋証券取引所における市場第一部銘柄に指定されている場合であって、本所が適当と認めるものについては、当該銘柄を市場第一部銘柄に指定することができるものとする。	

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>浮動株時価総額</u></p> <p>上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が10億円未満である場合において、1か年以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの浮動株時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この基準は、平成23年1月31日から施行する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が10億円未満である場合において、1か年以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの浮動株時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

J－N－E－T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例の  
一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場廃止基準等)	(上場廃止基準等)
第8条 有価証券上場規程第14条の6、株券上場廃止基準、JQ有価証券上場規程第40条、 <u>第47条から第51条まで</u> 、優先株特例第5条から第5条の3まで、種類株特例第7条から第7条の3まで、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条から第4条の3まで、社会資本整備市場上場廃止基準、ETF特例第10条及び第10条の2、ベンチャーファンド特例第13条及び第13条の2、不動産投信特例第12条及び第12条の2又はカバードワラント特例第15条及び第16条の規定は、J－N－E－T市場における上場廃止、監理銘柄及び整理銘柄の指定並びに特設注意市場銘柄の指定について準用する。	第8条 有価証券上場規程第14条の6、株券上場廃止基準、JQ有価証券上場規程第40条、 <u>第47条及び第48条</u> 、優先株特例第5条から第5条の3まで、種類株特例第7条から第7条の3まで、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条から第4条の3まで、社会資本整備市場上場廃止基準、ETF特例第10条及び第10条の2、ベンチャーファンド特例第13条及び第13条の2、不動産投信特例第12条及び第12条の2又はカバードワラント特例第15条及び第16条の規定は、J－N－E－T市場における上場廃止、監理銘柄及び整理銘柄の指定並びに特設注意市場銘柄の指定について準用する。
2 (略)	2 (略)
(有価証券上場規程等の準用)	(有価証券上場規程等の準用)
第9条 有価証券上場規程第2条、第3条（第1項から第3項までを除く。）、第3条の2、第4条、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条、JQ有価証券上場規程第3条、第4条（第1項から第3項までを除く。）、第5条、第16条から第19条まで、 <u>第46条、第52条から第54条まで及び第56条</u> 、優先株特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、種類株特例第2条（第1項を除く。）及び第4条、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、ETF特例第2条（第2項を除く。）、第2条の2、第4条の3、第5条、第7条から第8条まで及び第11条、ベンチャーファンド特例第3条（第2項を除く。）、第3条の2、第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条、不動産投信特例第3条（第2項を除く。）、第3条の2、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条並びにカバードワラント特例第3条（第2項を除く。）、第4条、第8条、第9条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、本	第9条 有価証券上場規程第2条、第3条（第1項から第3項までを除く。）、第3条の2、第4条、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条、JQ有価証券上場規程第3条、第4条（第1項から第3項までを除く。）、第5条、第16条から第19条まで <u>及び第52条</u> 、優先株特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、種類株特例第2条（第1項を除く。）及び第4条、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条（第1項を除く。）及び第3条の2、ETF特例第2条（第2項を除く。）、第2条の2、第4条の3、第5条、第7条から第8条まで及び第11条、ベンチャーファンド特例第3条（第2項を除く。）、第3条の2、第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条、不動産投信特例第3条（第2項を除く。）、第3条の2、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条並びにカバードワラント特例第3条（第2項を除く。）、第4条、第8条、第9条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、本所のJ－N－E－T市場における有価

所の J－N E T 市場における有価証券の上場申請及び上場審査, 上場有価証券の管理, 変更上場, 上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。

証券の上場申請及び上場審査, 上場有価証券の管理, 変更上場, 上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。

#### 付 則

この特例は, 平成23年1月31日から施行する。

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場申請)	(上場申請)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 上場申請銘柄が、第5条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社等が行うものとする。	4 上場申請銘柄が、第5条第2項第2号及び第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社等が行うものとする。
5・6 (略)	5・6 (略)
<b>付 則</b>	
1 この特例は、平成23年1月31日から施行する。	
2 第13条第1項第1号aの規定のうち、「株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となった場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないとき。」は、当分の間、「株券等投資額が純資産額の70%未満となった場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上とならないとき。」と読み替える。この場合において、株券等投資額を「国内の未公開株等及び上場後10年以内の株券等(上場株券等となってから10年間を経過していない内国株券及び当該内国株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。)への投資額の合計」とするものとする。	

本所が発行する有価証券に関する有価証券上場規程、業務規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の  
特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(有価証券上場規程等の適用除外)</p> <p>第13条 有価証券上場規程第3条<u>第11項</u>及び<u>第12項</u>、第6条、第7条の2、第8条第1項及び第2項、第12条の3の3、第14条の2から第14条の10まで、<u>第16条第2項</u>、<u>第18条</u>、<u>第19条</u>並びに上場廃止基準第3条の3の規定については、本所が発行する有価証券について適用しない。</p> <p>2 J Q有価証券上場規程第4条第10項及び第11項、第6条、第11条、第16条第1項及び第2項、第26条、第30条、第35条、第36条から第45条まで、第50条第2項、第51条、第54条並びに第55条の規定については、本所が発行する有価証券について適用しない。</p>	<p>(有価証券上場規程等の適用除外)</p> <p>第13条 有価証券上場規程第3条<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>、<u>同第6条</u>、<u>同第7条の2</u>、<u>同第8条第1項</u>及び<u>第2項</u>、<u>同第12条の3の3</u>、<u>同第14条の2から第14条の10まで</u>、<u>同第19条並びに上場廃止基準第3条の3の規定</u>については、本所が発行する有価証券について適用しない。</p> <p>2 J Q有価証券上場規程第4条第10項及び第11項、<u>同第6条</u>、<u>同第11条</u>、<u>同第16条第1項</u>及び<u>第2項</u>、第26条、第30条、第35条、第36条から第45条まで、第50条第2項、<u>第51条第2項</u>、第54条、<u>第55条並びに同第55条の規定</u>については、本所が発行する有価証券について適用しない。</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成23年1月31日から施行する。</p>	

業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則の一部改正新・旧規定対照表  
(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(有価証券上場規程関係に係る行為の承継等)	(有価証券上場規程関係に係る行為の承継等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～16 (略)	2～16 (略)
<u>17 第15項第1号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数の平均をいう。次項において同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。</u>	(新設)
<u>18 第15項第1号に規定する「3か月以内に当該数値以上とならないとき」とは、前項に該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないとき又は毎月の月末上場時価総額が当該月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいうものとする。</u>	(新設)
<u>19～24 (略)</u>	<u>17～22 (略)</u>
<u>25 次の各号に掲げる上場会社については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第5号（同条第2項から第4項までの規定により適用するものを含む。）の規定は、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。</u>	<u>23 次の各号に掲げる上場会社については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第5号（同条第2項から第4項の規定により適用するものを含む。）の規定は、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。</u>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>26・27 (略)</u>	<u>24・25 (略)</u>
<u>28 新JQ有価証券上場規程第43条第1項第2号の規定には、第15項の規定に基づき適用される旧JQ上場廃止基準第2条第1項第3号に規定する猶予期間中の銘柄である場合を含むものとする。</u>	<u>26 新JQ有価証券上場規程第43条第1項第2号の規定には、第16項の規定に基づき適用される旧JQ上場廃止基準第2条第1項第3号に規定する猶予期間中の銘柄である場合を含むものとする。</u>
付 則	
この規則は、平成23年1月31日から施行する。	